

臨時的任用職員として勤務のみなさまへ

地方公務員等共済組合法の改正に伴い、

令和4年10月から



かめるん

短期給付（健康保険）・福祉事業（健診等）の適用を受ける
「短期組合員」となります。

厚生年金の実施機関が変わります！

（※一部経過措置の内容あり。）

※実施機関：日本年金機構・公立学校共済組合など

長期給付（年金）の実施機関が、
公立学校共済組合→日本年金機構 へ変更となります。

	令和4年9月まで	令和4年10月から
短期給付（健康保険）	公立学校共済組合	公立学校共済組合
長期給付（年金）	公立学校共済組合	日本年金機構

令和4年9月30日時点で臨時的任用職員で、2箇月を超える任用が見込まれない場合は、経過措置として、その任用が終了するまで公立学校共済組合の長期給付が適用されます。

現在の公立学校共済組合の短期給付（健康保険）・福祉事業（健診等）の適用に変更はありません。

組合員証（保険証）は、現在お手持ちのものを継続して使用してください。

今回の改正に伴い、次のことも変更となります。

- 年金受給者の方については、短期組合員となることにより、年金額改定（再計算）の手続きを行います。（手続方法については、別途連絡します。）
- 児童手当については、認定機関が変更となるため、お住まいの市区町村に認定請求が必要です。（手続方法については、別途連絡します。）
- 個人型確定拠出年金（iDeco） 積立額の上限が上がりますので、必要に応じ、金融機関等でお手続きください。（1.2万円→2.3万円）

公立学校共済組合京都支部
（府教育庁管理部福利課）